

第5回松江市・東出雲町合併任意協議会

日 時 平成22年2月10日(水)

9:30~

場 所 東出雲町民会館

矢野事務局長 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第5回松江市・東出雲町合併任意協議会を開催させていただきます。

本日は、皆様にはお忙しいところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、事務局長の矢野と申します。よろしくお願いいたします。

まず、開会に当たりまして、任意協議会会長であります松浦松江市長がごあいさつをいたします。

松浦会長 おはようございます。第5回の任意協議会を開催をいたしましたけれども、大変足元の悪い中でございますが、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の協議会でございますけれども、まずは前回、それから第4回の協議会で合併の方式について東出雲町の野津議長さんの方から今回の第5回までに町議会の意見をまとめるというお約束で継続協議となっておりましたので、これにつきまして本日最初に御協議をさせていただきたいと思っております。

それから前回の第4回の協議会で事務局から提案をしました使用料、手数料等の取り扱い以下10項目の提案について協議の上、御承認をいただきたくお諮りをさせていただきたいというふうに思っております。

それから続きまして、町・字の区域及び名称の取り扱い以下6つの議案について本日新たに御提案をいたしまして、最後に合併市町村基本計画の取り扱いと合併協議会だより「縁のかたらい特別号」の発行についてを協議をさせていただき予定しております。

この本日の協議事項でございますが、合併市町村基本計画の取り扱いについての説明、そして協議が終わりますと任意協議会での議案あるいは協議事項として予定しておりました38項目すべての提案が終わったということになります。本日提案をいたしません議案の承認につきましては次回以降になるわけでございますけれども、いよいよこの任意協議会の協議も終盤を迎えるということになりまして、当初確認をいたしました協議スケジュール

ルでいきますと今後、法定協議会についての規約や予算案等の協議をさせていただき段取りになるわけでございます。したがって、それらにつきましてはこの協議会を3月にも開催をさせていただいて御審議いただく必要があると、このように思っております。

どうか本日も大変限られた時間ではございますけれども、忌憚のない御意見をいただいで活発な御意見をいただきますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

矢野事務局長 ありがとうございます。

それでは、まず最初に、資料の確認をお願いをさせていただきたいと思います。

まず会議次第が1枚、それから会議資料が1冊でございます。それと別紙で「縁のかたらい特別号」という3つ折りになりましたリーフレットの素案、それからA4判の視察の御案内と、この4つの資料をお手元に置かせていただいておりますので、もし不足がございましたら手を挙げて事務局の者にお知らせいただきたいと思います。

それからこれまでと同様に委員の皆様方には、会議録の作成の都合上、御意見、御質問についてはマイクを使用をお願いをさせていただきたいと思います。手を挙げていただければ事務局の職員がマイクを持って伺いますので、よろしくお願いをいたします。

そうしますと規約に基づきまして会長に議長をお願いをすることになっておりますので、これから松浦会長の進行でお願いをしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

松浦会長 そういたしますと議事に入らせていただきます。

議案の1につきまして事務局の方からお願いします。

矢野事務局長 会議資料の1ページをお開きをいただきたいと思っております。合併の方式についてでございます。読み上げさせていただいて確認をいただき、御協議をお願いをしたいと思っております。

合併の方式について。

合併の方式は、八束郡東出雲町の区域を松江市に編入する編入合併とする。以上、御提案でございます。

松浦会長 それでは、議案の1、合併の方式について委員の皆様方から御意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

野津(貞)副会長 合併方式につきましては、東出雲町議会の合意形成のおくれから継続協議という扱いきょうまで御迷惑をかけてまいりましたが、本町議会では去る1月2

7日に全員協議会を開催しまして意見を集約しましたところ編入合併とする意見が過半数であり、一定の合意形成が図られたものと判断をいたしました。

したがって、議会選出の委員3名とともに合併の方式は編入合併とするという提案を了承することといたしましたので、御報告をいたします。

松浦会長 それでは、合併の方式につきましてほかに御意見等ございますでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そういたしますと合併の方式につきましては特に御異議がなければ御承認をいただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

それでは続いて、議案の20について事務局の方からお願いします。

矢野事務局長 会議資料の2ページをごらんください。使用料、手数料等の取扱いについてでございます。読み上げて確認をお願いをしたいと思います。

使用料、手数料等の取扱いについて。

（1）施設使用料については、それぞれ異なっているが、現行のとおりとする。

ただし、公民館使用料については、当分の間現行のとおりとし、合併後に調整する。また、学校施設使用料については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。

（2）占用料については、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。

（3）手数料については、差異のあるものは、合併時に松江市の例により統一する方向で調整する。以上でございます。よろしく願いいたします。

松浦会長 それでは、この議案の20について委員の皆様からの御質問、御意見等ございましたらお願い申し上げたいと思います。よろしゅうございますか。（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

特にないようでございますので、以上で議案20につきましては御異議がなければ御承認いただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

それでは続いて、議案の21について事務局からお願いします。

矢野事務局長 資料の3ページをごらんください。情報公開等の取扱いについて。

（1）情報公開については、松江市の制度に統一する。ただし、合併前の東出雲町の公開の対象となる公文書については、合併前の東出雲町の制度の例による。

(2) 個人情報保護については、松江市の制度に統一する。ただし、合併前の東出雲町の開示等の対象となる個人情報については、合併前の東出雲町の制度の例による。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

松浦会長 それでは、この議案の 2 1 について皆様方からの御意見、御質問等ございましたらお願ひいたします。よろしゅうございますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、特にないようでございますので、以上で議案 2 1 については御異議がなければ御承認をいただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それでは続いて、議案の 2 2 について事務局からお願ひします。

矢野事務局長 資料の 4 ページをごらんください。国民健康保険事業の取扱いについて。国民健康保険事業については、次のとおり松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、合併期日が年度中途の場合は、保険料(税)の賦課については、合併年度は現行のとおりとし、次年度から松江市の例により調整する。

国民健康保険運営協議会については、合併時に松江市の組織に統一する。

(1) 賦課形態は、松江市の例により保険料とする。

(2) 賦課方式は、松江市の例により均等割、平等割、所得割の 3 方式とする。

(3) 賦課割合は、応益割(均等割・平等割) 5 0 %、応能割(所得割)を 5 0 %とし、保険料については、事業の健全な運営を確保することができる額となるよう松江市において適正な料率を設定する。

(4) 納期及び納付回数は、松江市の例により調整する。

(5) 人間ドック(外来・宿泊)及び脳ドック並びに、特定健康健診は、松江市の例により調整する。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

松浦会長 それでは、議案の 2 2 につきまして御意見、御質問等ございましたらお願ひいたしたいと思ひます。よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、特にないようでございますので、議案の 2 2 については御異議がなければ御承認をいただきたいと存じますが、御異議はございませんでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。

続いて、議案の 2 3 について事務局からお願ひします。

矢野事務局長 5ページをお開きいただきたいと思います。介護保険事業の取扱いについて。

介護保険事業の取扱いについては、次のとおり松江市の例により統一する方向で調整する。

(1) 介護保険事業計画については、平成23年度に合併後の市域を対象とした第5期介護保険事業計画を策定する。ただし、合併年度は、両市町の計画を地区ごとに適用する。

(2) 介護保険料、納期及び納付回数については、合併年度は現行のとおりとし、第5期介護保険事業計画に基づき、平成24年度から統一する。

(3) 要介護認定業務については、合併時に松江市の例により統一する。

(4) 特別給付については、合併年度は現行のとおりとし、第5期介護保険事業計画に基づき、平成24年度から統一する。

(5) 地域支援事業については、合併年度は現行のとおりとし、第5期介護保険事業計画に基づき、平成24年度から統一する。

(6) 地域包括支援センターについては、合併年度は現行のとおりとし、第5期介護保険事業計画に基づき、平成24年度から統一する。以上でございます。よろしくお願いたします。

松浦会長 それでは、この議案23について御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、特にないようでございますので、議案の23については御異議がなければ御承認をいただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それでは続きまして、議案の24について事務局の方からお願いします。

矢野事務局長 6ページをごらんください。各種健診事業の取扱いについて。

(1) 各種健康診査等については、松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、東出雲町が独自で実施している新生児聴覚検査費助成及び5歳児健診については、東出雲町の例により統一する方向で調整する。

(2) 予防接種については、松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、BCG予防接種については、東出雲町の例により統一する方向で調整する。

(3) 後期高齢者を対象とした人間ドック助成については、松江市の例により統一する

方向で調整する。以上でございます。よろしくお願いいたします。

松浦会長 それでは、議案の24について御意見、御質問等ございますでしょうか。（「ございません」「ありません」と呼ぶ者あり）よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案の24につきましては御異議がなければ御承認をいただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

それでは続いて、議案の25について事務局からお願いします。

矢野事務局長 資料の7ページをごらんください。児童福祉事業の取扱いについて。

（1）保育所保育料の取扱いについては、松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、合併期日が年度中途の場合は、合併年度は現行のとおりとし、次年度から松江市の例により調整する。

（2）延長保育等の特別保育及び児童クラブの利用料については、松江市の例により統一する方向で調整する。ただし、合併期日が年度中途の場合は、合併年度は現行のとおりとし、次年度から松江市の例により調整する。

（3）子育て支援センターについては、東出雲町子育て支援センターを東出雲町地域における子育て支援の拠点とし、松江市子育て支援センターを中核としたネットワーク化により、相談及び支援体制の充実を図る。

（4）乳幼児等医療費助成については、以下の方針により合併時に統一する方向で調整する。

3歳以上就学前幼児の医療費助成については、松江市の例により調整する。

就学から20歳未満の慢性腎疾患等11疾患群に係る入院者の医療費助成については、東出雲町の例により調整する。以上でございます。よろしくお願いいたします。

松浦会長 この議案25につきまして御意見なり御質問等ございますでしょうか。ございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、議案25につきまして御異議がなければ御承認を賜りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは続いて、議案の26について事務局からお願いします。

矢野事務局長 8ページをごらんください。高齢者福祉事業の取扱いについて。

松江市の制度に統一する方向で調整する。ただし、高齢者の実態や地域の特性等により合併時に統一が困難なものについては、合併後統一する方向で調整する。以上でございます。よろしくお願いたします。

松浦会長 議案 26 につきまして御質問なり御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案 26 について御異議なければ御承認をいただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

それでは続いて、議案の 27 につきまして御説明をお願いします。

矢野事務局長 資料の 9 ページをごらんください。障がい者福祉事業の取扱いについて。

（１）障害者計画及び障害福祉計画については、松江市の計画に統合する。ただし、国の動向等を踏まえながら、合併後に必要な見直しを図る。

（２）相談支援については、松江市の制度を基本とし、関係機関との連携強化により、全市的な相談支援体制の充実を図る。

（３）就労支援については、松江市の制度を基本とし、関係機関との連携強化により、全市的な就労・雇用支援体制の充実を図る。

（４）その他の個別事業については、松江市の制度に統一する方向で調整する。ただし、地域性により合併時に統一が困難な場合は、合併後に調整する。以上でございます。よろしくお願いたします。

松浦会長 それでは、この議案 27 につきまして御質問なり御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案 27 につきまして御異議なければ御承認をいただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

それでは続いて、議案の 28 について事務局からお願いします。

矢野事務局長 10 ページをお開きください。都市計画区域等の取扱いについて。

（１）都市計画区域については、現行のとおり松江市に引き継ぐものとする。

（２）都市計画に関する基本的な方針を定める都市計画マスタープランについては、平成 24 年度に見直しを行う。ただし、見直しを行うまでの間は、両市町のマスタープランを地区ごとに適用する。

(3) 都市計画審議会については、松江市の組織に統一する。以上でございます。よろしく願いをいたします。

松浦会長 議案28につきまして御質問、御意見ございますか。ございませんか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議案の28について御異議なければ御承認をいただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。

それでは続いて、議案の29について事務局からお願いします。

矢野事務局長 資料の11ページをお開きください。公立幼稚園保育料等の取扱いについて。

公立幼稚園保育料等の取扱いについては、合併年度は現行のとおりとし、段階的に松江市の例により統一する方向で調整する。以上でございます。よろしく願いいたします。

松浦会長 議案29につきまして何か御意見、御質問等ございますか。

どうぞ、前島さん。

前島委員 値段が高くなると文句言うのかいと、保育料は安い場合は賛成しておいてと言われるようなことなんですけども、私どもの資料見ますと2万円ほどの差があります。この段階的というのはどういうふうに統一する計画でおやりになるのか。

あるいはもう一つは、松江市の金額にやっと統一されたなといたら、もうそこでまた値段が上がっていったというようなことがないような配慮をしていただきたいと、この2点であります。

矢野事務局長 では、今の質問、御意見についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず幼稚園につきましては、今、松江市と東出雲町、これは第4回目の会議資料に添付をさせていただいておりますが、幼稚園の開園時間等いわゆるサービスが違います。まず合併をいたしまして、合併の後に、まず幼稚園の開園時間ですとかそういったサービスを、いわゆる内容を統一をする、こういった作業の調整に努めてまいります。その上で料金を段階的に調整をするということでございまして、第4回目の会議資料では113ページに保育時間等の違いを添付をさせていただいております。そういった保育時間をまず合わせるということ。

それから第4回目の資料の114ページに現在の松江市が平成17年の3月の際にどの

ように段階的に合わせたかという状況を御報告をさせていただいております。その114ページの資料によりますと、まず平成17年度は、保育時間等を合わせました。それから平成18年度におきまして、そういう条例改正、規則改正等いたしまして、平成19年度、20年度かけまして少しずつ激変緩和を図りながら松江市の料金に合わせて、いよいよ今年度の4月、平成21年の4月から松江市内の公立幼稚園の保育料を合わせたところがございます。段階的と申しますのはこういう手順を踏みながら住民の皆さん方の負担も考えながら緩和を図りつつサービスあるいは料金の統一に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

松浦会長 よろしいでしょうか。

前島委員 はい。結構です。

松浦会長 野津委員さん、どうぞ。

野津(勝)委員 公立幼稚園の保育料などの取り扱いについての議案には異論なく、提案どおり承認するところでありますが、幼稚園教育に関連して東出雲町で実施している幼稚園、保育園の交流保育についてのお考えをお聞きしたいと、このように思います。御承知のように、本町はものづくりの町として昔から特に働く主婦が多く、こうした背景や幼稚園の設備改善にあわせ幼児教育の一層の充実と保護者の切望もあり、本町にふさわしい幼児教育を求め、当時全国的に台頭しつつあった幼保一元化、どの子も平等に教育を受けるという教育の機会均等の理念を摂取し、県内の他町村に先駆けて昭和62年の4月より保育園と幼稚園児の4歳児と5歳児をあわせて幼稚園として保育園児を長児、幼稚園児を短児と略称し、交流保育を行ってまいりました。この幼稚園による交流保育を開始しまして既に20数年を経過している今日であります。公立3園による交流保育の制度、幼稚園は地域に定着しており、町民も存続を求めるとしていますが、本町に根差したこうした公立の幼稚園による交流保育を地域のよい面として今後とも存続していただきたいと考えますが、この幼稚園制度についてどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

松浦会長 今の野津委員さんのお話は、まことにごもつともだと思っております。それでさきに合併した例えば八雲町などでもそういうふうな考え方で幼稚園と保育所を同じ敷地といいますか、すぐ近接した形で行って、そこの交流というようなことを行っておられるということでございまして、これはできればいわゆる幼保の一元化をやっていくということが一番好ましいことであろうというふうに思っております。

ただ、私どももそれで旧松江市においても今後の幼稚園、保育所のあり方ということで原則幼保の一元化をやっていきたいということは打ち出してはおりますが、いろいろネックがありまして、ここで一々言うこともなかなか難しゅうございますけれども、しかし、いろんな意味で今幼稚園がなかなか、定数が減ってしまってるとか、待機児童が片方で保育所の場合はあるということになるとそうしたスペースなどを利用して幼保の一元化ということができれば一番いいわけでございます。しかし、いろいろネックがありますので、これもできるところからやっていきたいと思っておりますが、先般、今の民主党政権の中で、来年度ですかね、2011年に幼保の一元化の法律を出すというような話をしておりました。ですからこういった状況もよく見た上で私ども考えていきたいというふうに思っております。ぜひ今の東出雲町さんでやっておられますようなそういった交流事業というものはこれからもどんどん進めていきたいなというふうに思っております。

どうぞ。

野々内委員 同じく子供たちの育児というのか、教育の話なんですけれども、今幼稚園という形、それから乃木のような幼保園という形、それから東出雲の幼児園という形、3つの形が出てると思います。それでそれぞれにやっぱりいい面と、それからもっと検討した方がいいなというところがあると思いますので、私はこの今の幼児園の形が一番いいとも思いませんけれども、どうぞ現場の先生たちの意見もよく聞いていただきまして、そして国の政策なんかも照らし合わせまして子供たちに一番いい情操教育を向けてやってほしいと思っています。

松浦会長 ありがとうございます。

今、松江市でも幼稚園と保育所の保母さんの採用については両方の資格を持つてる人を採用しております。それはやはり将来のそうした幼保の一元化ということも見越して、あるいは幼稚園と保育所との間の人事交流とか、そういうようなことも考えて今やっておりますけれども、やはり最終的には幼保の一元化ということが制度的にできていくということが一番必要だろうと思っておりますので、そういったことを踏まえながらこれからも検討していきたいなというふうに思っております。

ほかにございますか。

それでは、この議案の29につきましては御異議なければ御承認を賜りたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは続きまして、議案の30について説明をお願いします。

矢野事務局長 会議資料の12ページをお開きいただきたいと思います。これから提案をいたしますのは、本日提案をさせていただき、御質問、御意見をいただいた上で、また次回で承認、確認に向けた調整を図らせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず、読み上げて提案をさせていただきます。

議案30、町・字の区域及び名称の取扱いについて下記のとおり提案をするということでございます。

合併後の市の町の区域及び名称は、松江市においては現行のとおりとし、東出雲町においては東出雲町という町の区域を設定する。

東出雲町の大字名については、現行の大字名から大字を削除し、区域は現行のとおりとする。こういう提案でございます。

資料の13ページは、根拠法令をつけさせていただいております。

資料の14ページで現在の松江市が先般の合併に際してどういう調整をしたかということの具体を掲げておりますので、この議案と関連しておりますので、御説明をいたします。平成17年の合併のときに旧松江市については、大字についてそのままということでございました。当時の八束郡の7町村は、大字の表記をする際に必ず八束郡何々町、その後大字表記は大字という2文字が入っておりました。それを削除させていただいたということでございます。

下の表ごらんいただきまして、ちょっと特徴的な調整になったのは、松江市の鹿島町の恵曇をごらんいただきますと、合併前は八束郡鹿島町大字恵曇町でございました。それを合併に合わせまして松江市鹿島町、大字を取りまして、恵曇と、何番地と、こういう住所の表示にしたところでございます。鹿島町におきましては、この恵曇町という大字が町という名がついております。鹿島町恵曇町ということで町が2つ重なりますので、合併以前に鹿島町議会と鹿島町民の皆さんとでの協議によって町が2つ重なるのでこれは取った方がいいということで、地方自治法の手続を行いまして、恵曇という大字にしたということがございます。

同じようなのが松江市玉湯町の欄をごらんいただきますと、真ん中どころに林という大字名がございました。合併前は八束郡玉湯町大字林村でございました。合併後には町と村が重なるということで、住民も書くときに一つ文字を余計書きますし、あるいは外からの人

もなかなかわかりづらい、混乱されることもあるだろうということで、ここも町議会と町民で協議をされまして林という字にしようということで、現在は松江市玉湯町林何番地と、こういう住所の表示になったところでございます。

現在の東出雲町はどうかと申しますと、15ページに掲げておりまして、真ん中のところに現在の住所の表示を書かせていただいております。一番上の上意東をごらんいただきますと八束郡東出雲町大字上意東ということでございますが、本日の事務局の提案は松江市東出雲町上意東何番地と、こういうことにさせていただくという提案でございます。

先ほどの鹿島町の恵曇あるいは玉湯町の林と同じようなことが錦新町でございまして、あるいは上から3つ目の揖屋町でございます。東出雲町、今も町、町ということで重なっておりますが、これからはこれらについてはまた東出雲町において御協議をされて、どのようにしたらいいかということで最終的な調整を図ってまいる必要があるというふうに思っております。提案の内容については以上でございます。よろしく願いをいたします。

松浦会長 先ほどちょっと申しおくれましたけれども、先ほど来の議案の1、それから議案の29までの11項目につきましては、すべて提案どおり御承認をいただいたところでございます。

それで今30から、きょう35までというのは、本日新たに提案をさせていただいて、そして次回に御決定をいただくと、こういうものでございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

今の議案の30につきまして御質問なり御意見等ございますか。

特にないようでございますので、議案30については以上とさせていただきます。

続いて、議案の31について説明してください。

矢野事務局長 資料の17ページをごらんをいただきたいと思います。地方税の取扱いについてでございます。

地方税の取扱いについて。

両市町で差異のない税率は、現行のとおりとし、差異のある税率については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 法人市町村民税は、松江市の例により調整する。ただし、合併年度及びそれに続く5年を限度として、合併時点の市町村の合併の特例に関する法律で認められた範囲内の最大期間において不均一課税とする。

(2) 軽自動車税は、松江市の例により調整する。ただし、合併年度及びそれに続く5

年度を限度として、合併時点の市町村の合併の特例に関する法律で認められた範囲内の最大期間において不均一課税とする。

(3) 都市計画税は、松江市の例により調整する。ただし、東出雲町の市街化区域における都市計画税については、合併年度及びそれに続く5年度を限度として、合併時点の市町村の合併の特例に関する法律で認められた範囲内の最大期間において課税しないこととする。以上でございます。

資料をおはぐりいただきまして、18ページに主な根拠法令というものを書かせていただいております。

20ページをごらんをいただきたいと思います。先ほどの提案の中で市町村の合併の特例に関する法律とかいう文言を記載をしておりましたが、ちょっとこれについて御説明をいたします。現在この市町村の合併の特例について、ここに書いておる合併の特例等に関する法律というのがございます。これがいよいよ3月31日で失効いたします。今、国の方では、ことしの4月1日以降のまた合併の特例法の法案の提案、成立の準備をしているところでございまして、この法律については切れ目なく次の新しい法律ができるというふうに見ているところでございまして、現在の法律では合併をした際に激変緩和ということと合併自治体の融合一体化をする期間、それから税金を調整する期間、そういったことを踏まえながら、アンダーラインを引っ張っておりますが、現行の法律では、合併して本来ならば同じ市民、住民になるわけですので、税金も合わせるべきですが、激変緩和措置として、この線が引っ張っておるように合併した年度とそれに続く5年度に限りその衡平を欠く程度を限度として課税をしないことまたは不均一でできるということの規定がございます。これに基づいて本日提案をさせていただいたところでございます。

資料戻っていただいて、17ページごらんいただきますと、まず提案の文の中に「合併年度及びそれに続く5年度を限度として」という記載をしております。これはなぜかといいますと、ことしの4月1日以降国の合併特例法が税金の不均一の取り扱いについて5年でそのままなのか、あるいは7年になるのか、あるいは3年になるのかということが決まっております。そういう中で例えば5年になれば5年でいいわけでございますが、仮に7年になっても5年度を限度としてという提案でございます。これは平成17年3月31日合併した際に松江市と旧八束郡7町村との税金の調整が5年度を限度としてやったものでございますから、そことやはり公平をとって提案をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あと資料つけておりますのは、21ページに地方税の概要を23ページまで書かせていただいております。

現状でございますが、24ページをお開きをいただきたいと思います。この24ページの表に松江市と東出雲町のそれぞれの税率の差異を書いております。市町村民税におきましては、個人均等割は同じ、所得割も同じです。

ただし、法人について違いまして、法人の均等割部分が標準税率の1.2倍と、こういう税率を松江市の方は適用しておりますので、これを合併年度、それからそれに続く5年は標準税率のままにしておいて、その後から松江市に合わせると、こういう提案でございます。

それから市町村民税の法人税割については同じでございます。

それから軽自動車税でございますが、松江市は標準税率の1.2倍を納めていただいておりますということございまして、これも不均一の期間が終われば同じように松江市の例により合わせるということでございます。

それから一番下のところで目的税としての都市計画税がございます。東出雲町も松江市と同じように都市計画区域で市街化区域の線引きをしております。その市街化区域の線引きの地域の土地、建物についてはこのような都市計画税をいただくということになるということございまして、これも5年という現行法の最大期間を激変緩和として調整をさせていただきたいということでございます。

25ページをごらんをいただきますと、これが松江市と東出雲町の税収の決算の状況でございます。網をかけておりますのは、それぞれの項目のうちの超過分、いわゆる標準税率との差分でございます。1.2倍を納めていただいておりますので、例えばその0.2部分がこういう金額になるということでございます。東出雲町でも標準税率以外を使っているのがございますので、超過分というのが金額として上がっているということでございます。

はぐっていただきまして、26ページお願いをいたしたいと思います。今の事務局の提案で税収が大体どう変わっているかということでございます。この表のまず26ページ、法人市民税の均等割額でございます。松江市は、現在約7億4,200万の歳入ということでございます。東出雲町は、3,528万ということでございます。

表の 番は、これは合併年度、今この任意協議会では23年度中ということ書いておりますが、23年の4月1日当初にもし合併をしたとした場合に松江市に合わせれば東出雲

町からは4,200万の収入になるということでございます。

その下の欄は、合併年度当初から5年間不均一とした場合、丸々4月1日で5年間だけを不均一とした場合にはどのぐらいの税収になるかということが7億7,800万ということになるわけでございます。

それからその下が合併と同時に合わせた場合は7億8,500万の収入になるということで、約700万ぐらいの差が単年度で出てくるということでございます。

ちょっとこの表でお断りしておきますのは、提案では合併年度及びそれに続く5年ということでございますが、この表は実は合併年度及びそれに続く4年ということになっております。これは第1回のこの任意協議会で御説明をいたしました財政推計、これをつくる際に丸々5年を不均一としたもんでございますから、その財政推計とちょっと合わせた形になりまして、平成28年度からこれは合わせる表になっておりますが、実際の提案はそうではなくて、その次の平成29年度から合うということでございますので、財政推計の表と合わせたということで御理解をいただきたいと思っております。

それから27ページが軽自動車税の場合はどうなるかということございまして、単年度で約600万ぐらいの差がありますので、不均一期間はこのような表になるということでございます。

それから次のページ、28ページ、これが都市計画税でございます。単年度で約8,000万程度を見込ませていただいているところでございまして、不均一期間を終えてから同じように納めていただくというものでございます。

それから29ページをごらんをいただきたいと思っております。松江市、東出雲町のほかの他の市町村がどうなっているかという表でございます。

まず市町村民税の法人の均等割でございますが、ごらんいただきますように県内の大半の市は松江市と同じような税率でございますし、それから中四国の県庁所在地でも過半数以上が松江市と同じような税率を適用させていただいているということ。

それから法人税割についても大半が14.7%ということでございます。

それから軽自動車税の税率につきましては、島根県内では半数ちょっとのところは松江市と同じような税率を適用させていただいていると、こういうことでございます。

それから固定資産税でございますが、これは松江市の場合は1.4%、東出雲町と同じでございますが、県内ちょっと他市ごらんいただきますと松江市より高い税率で納めていただいております。ただ、都市計画税を取っていないところがございまして、その辺もちょっ

と注意をしておいていただきたいと思います。

それから中四国の状況でございますが、固定資産税については大半の自治体が1.4%。ただし、都市計画税が松江市の0.2%に対しまして0.3とか若干高いところが何市かあると、こういう状況でございますので、御参考にしていただきたいというふうに思います。

それからあと30ページ、31ページは、他の議案と同じように他自治体の状況をつけておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

松浦会長 それでは、議案の31につきまして皆様方の方で何か御質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

三島委員 今20ページの方で法律のことを説明いただきました。3月31日で失効ということございまして、引き続きなることを前提で今お話しになったんですけども、例えばで今7年のことを言われて、7年の場合でも5年だよということも言われたし、3年の場合も言われたんですけど、その辺はどんなんですか。

それとこの法律がなるという気持ちでいいですかいね。

矢野事務局長 お答えをさせていただきます。

この提案の文言ですと、3年の場合は3年ということになります。これは法律でそういうことが、限度になりますので、法律が改正になれば3年ということになるということで御理解をいただきたいと思いますが、現在私どもが事務レベルで情報いただいておりますのは現在の法律と同じ不均一の制度になるのではないかとということで聞いておきまして、同じような5年というもので見通しは持っておりますので、また決まりましたら、恐らくこの任意協議会の開催中に法案がわかりますので、また適切な時期に御報告をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

松浦会長 ほかにございますか。

それでは、ないようでございますので、議案31については以上とさせていただきますと思います。

それでは続いて、議案の32について事務局から提案をお願いします。

矢野事務局長 32ページをお開きをいただきたいと思っております。地域協議会の設置について。まず最初に、読み上げて御提案をさせていただきます。

地域協議会の設置について。

行政区域の拡大に伴い、地域住民の声を施策に反映させ合併後の市全体の一体的振興を

図るとともに、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するため、合併時点の市町村の合併の特例に関する法律に規定する地域審議会の機能を包含した地域協議会を地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、現在の東出雲町の区域に設置する。

(1) 名称、所掌事務、組織、委員の任期、選任方法及び議事運営等は、松江市地域協議会設置条例及び松江市地域協議会運営規則の定めによる。

(2) 設置期間は、松江市地域協議会設置条例の趣旨を踏まえ、合併後おおむね10年間とする。以上が提案でございます。

議案の内容説明させていただきたいと思いますが、33ページに現在の合併の特例法の地域審議会、これの規定について記載をさせていただいております。合併市町村、関係市町村の協議によって合併関係の自治体の区域ごとにこの審議会を置くことができるという規定が最初アンダーラインを引っ張ったところでございます。

それから審議会の委員の人数ですとか、そういったものについては合併関係市町村の協議ということですから、松江市と東出雲町の協議によって定めるということが書いてございます。

あとは第2項の協議については、議会の議決を得るということは規定がございます。

それから地方自治法の附属機関の根拠をその下につけております。

はぐっていただきまして、34ページでございます。この地域協議会でございますが、平成17年3月、松江市の8市町村との合併に際しまして、合併によってそれぞれの町村の役場が支所になると、こういったことからこの地域協議会を8市町村の協議で設置しようということで決めたところでございます。合併によって、当時の首長さんがおられなくなる。それから議会がなくなる。それから当時役場で例えば自治会とか、あるいは体育協会とか、それから婦人会ですとかいろんな公共的な団体を役場が事務局を持って運営をしておりますので、そういったところが支所が変わっていくと、そういったような状況を踏まえまして、市域が広がる、それで住民の声は、例えば農業委員さんもおられなくなる中で、教育委員さんもおられなくなるのでちゃんと届くだろうかと、そういったことの不安や懸念に対処するためにこの協議会を設置したものでございます。

この条例に書いてありますように、現在もこの条例に基づいて鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、当時でございますが、現在もう八雲町になっておりますが、玉湯町、宍道町、八束町それぞれの区域ごとに地域協議会を置いているところございまして、合併をすれば東出雲町にもこの地域協議会を置くという提案でございます。

この地域協議会は何をするかということでございますが、第3条の方に書かせていただいております、まず1つは、新市建設計画、これは当時の名称でございます、現在の法律では合併市町村基本計画という名称に変わっておりますが、新市建設計画の変更及びその執行状況について市長の諮問に応じて審議、答申、また必要と認める事項には提言ということで、ここで地域の意見を市長に対して取りまとめて伝えるということがあるわけでございます。

それから2号で地域独自の事務事業について提言ということで、地域の課題あるいは地域の特色ある地域づくりのためにこういった事業をやってはどうかということ提言できるということでございます。

それから3号で、地域のまちづくり指針及び地域のまちづくりに係る予算について提言することでございます。簡単に申しますと合併をいたしまして役場がなくなる。そうすると地域のいろんな課題、高齢化の問題ですとか、あるいは伝統文化を守るとか、あるいは地域の大事な産業とかそういったものを育てる、そういったようなことを住民が主体となってこういうことをやろうではないかということ、また行政と一緒に協働してこういうことをやろうと、こういったことが地域の課題あるいは特色を掲げてみんなで取り組もうというこのまちづくり指針というのを地域協議会で議論をして、支所の方でまとめてつくっております。こういったものをつくっていただきまして、それに基づいて地域のさまざまな活動をみんなで一緒にやって力を合わせましょうと、こういう指針でございます。

その事業をやるに当たりまして、地域まちづくり予算というものがございます。これは支所ごとに配分をいたしております、今年度ベースでいきますと大体700万から800万ぐらいのまちづくり予算、900万弱高いところではございますが、そういったものを予算措置をしております、地域協議会の中で毎年議論しながら、こういう伝統文化あるいは祭り、イベントをやろうとか、こういったような使い方も含めて皆さんで話し合いながら調整をしているような行事を行っておられる、こういうことございまして、それらについて支所に提言をすると、こういう役割がございます。

委員さんは、この第4条で20名以内と書いておりますが、大体ほぼどの地域協議会も20人おられるということでございます。

委員をどうやって選ぶかということでございますが、支所管内ごとに地域の人を中心にしながら選考委員会というのをつくっていただきまして、その選考委員会で支所にこういう委員さんを推薦するというものを上げてもらいまして、市長がその選考委員会の意見を

尊重して選任をすると、こういう手続になるものでございます。

なお、地域協議会の庶務は、第8条で支所においてやってあるということでございます。

現在の各支所管内にあります地域協議会は、おおむね10年という合併協議の中で設定をいたしておりますので、附則の、アンダーラインを引っ張っておりますが、この条例は平成27年3月31日限りその効力を失うと。ただし、条例の失効前に執行状況等を勘案し見直すことができるという、こういう規定をつけておりまして、この原則でいけばおおむね10年がこの期間になるということでございます。この今回の議案の提案は、東出雲町区域においては合併からおおむね10年ということでございますので、東出雲町エリアだけは一つ残った形で置かれると、こういうことになるものでございます。

35ページをごらんをいただきまして、協議会というのは大体どういう、何回ぐらいやっているかということでございますが、定例会を年4回としております。その他随時にやられるということで、大体4回で終わるところはございませんで、定例会が現状では6回あるいは7回程度、それからその間に、第4条で専門部会を置くことができるということになっております。地域協議会の委員さんでそれぞれが話し合いながら地域の特色や課題に応じた部会というものを設けております。大体各地域協議会3つの部会を設けてまして、その中で特化をしているんな特色ある地域づくりについて議論をしておられるということで、専門部会を委員で構成をして地域づくりについていろいろな議論をさせていただいているということでございます。

36ページをごらんをいただきまして、地域協議会のイメージということで書いております。支所と連携をしているんな地域づくりを進めましょと、こういうイメージの図でございまして、地域協議会の委員さんが地域の自主的・主体的な活動の中心的役割ということで、地域協議会が実施部隊になるわけではございませんが、この地域協議会のメンバーには例えば自治会の連合会長さんですとか、あるいは社会福祉協議会の支部長さんあるいは代表の方、それから女性のグループ、あるいは体育関係、スポ少関係、そういったいろいろな団体の皆さんの参画によりましてこの地域協議会が成っております。支所管内でのいろいろな活動の調整役を果たしてもらいながら、また新たな課題を提起をして、みんなでこういったことをやろうということを議論をさせていただいているものでございます。当然この地域協議会というのは、市長の附属機関でございまして、米印で書いておりますが、議会の議決権を侵害しないと書いてますが、そういった権能というのは全くないというものでございます。

大体以上が地域協議会の概要でございますので、この議案については説明を終わらせていただきたいと思っております。

松浦会長 それでは、この議案の32について皆様方の御意見なり御質問等ございましたらよろしくお願ひします。

どうぞ。

福頼委員 地域協議会を設置して支所と連携をとりながら、先ほどありましたように3つほど、地域独自の事務事業と地域に特に利害関係のある事務事業について提言、それから支所が策定する地域まちづくり指針についての提言、支所ごとに執行するまちづくり予算についての提言という役割があるということですが、この提言だけではなくて、今の旧町村では先ほどもありましたようにまちづくり指針についてこの協議会というのが運営と実行ということも実際にやられてるのか、提言だけじゃなくて、どうかということですが、提言だけじゃなくて実行、運営もやられているとすれば、俗に言う公民館活動との違いといたすか、その辺はどうかということ。

それから今までの町村のように公民館活動がなされていなかったところについては非常に有意義な設置といたすか、活動になるんじゃないかと思ひますけども、我が東出雲町のように4つの公民館がそれぞれ特徴のある運営を今しているところですので、その公民館活動と地域協議会をどのようにマッチングさせるのかということですね。

それからもう一つは、10年が過ぎたら終わるといふことですね。それは終わるといふことは、その後はこの協議会なりまちづくりがなされてることに対してどのように継続といたすか、それをしていくかということをお聞かせいただひたいと思ひます。

松浦会長 それでは、私の方からお話をさせていただきますけれども、この地域協議会をなぜつくることになったかといふと、先ほども事務局の方から説明しましたように、合併をしますと役場がなくなってしまうわけですね。その役場といふのは、いろんな物事の指針をつくったり企画立案といふことと同時に実行といふこと、議会の了承を得てやるというその二本立てができてたわけですねけれども、そういった役場が合併によってなくなるといふことになると今、福頼さんがおっしゃったような地域独自のいろんな振興だとかまちづくりといふことが一体どうなんだろうかとそういう心配が出てくるわけですね。

そこで一つは、そういう地域のまちづくり計画、ここでいいますと建設計画といふんですが、建設計画についていろいろ意見を言う。これは合併に伴う権限といふものを与えたといふことですが、今つまり合併によって役場がなくなることに伴う問題といふものを

解決するためにもう一つは、そういった地域協議会というものをつくって、いわばいろんな地域での課題だとかそういったものをそこでいろんな議論をしてもらって提案をしてみらうと。ただし、そこは法律でいいますと審議会、附属機関ということの位置づけしかできません。したがって、実際そこで実行するのは例えば支所であったり、それからもう一つはいろんな各地域にありますところの公共的な団体ですね、そういったものがそれに基づいて実施をしていくと、そういうふうな建前になってこようと思います。

したがって、公民館活動ということとの課題ということでございますけれども、公民館というものの役割をどういうふうに見ていくかということにもなるわけですが、今の旧松江市といいますが、今の松江市ですけど、公民館というのは公民館運営協議会というのをつくってまして、そこへはいろんな各種の団体の代表が集まって、そして年間の計画を立てて、そして整合性を持って実施をしていくと、そういう役割をやってるわけです。それを自主運営方式というふうに言ってるわけですがけれども、私たちはやはり地域の自立性だとか、それから独自のいろんな地域活動、まちづくりということをやっていく上においては、こうした自主運営方式というものが望ましいというふうに思っております。したがって、旧町村の場合は、いずれも直営方式でやってたわけですがけれども、ぜひそういった地域の皆さん方の考え方というものを取り入れる意味で自主運営方式に切りかえていただくということで順次運営協議会方式、運営協議会というものを設立を今していただいと、そういうことになるわけです。

それで東出雲町の公民館がどのような今活動をされてるかということは、私も詳しくはわからないわけですが、多分一つは、生涯学習の拠点ということをされてるといって、もう一つは、その地域独自のいろんなまちづくりというふうなこともやっておられるのではないかといいいますので、そうした活動等については、これは直営というのはなかなかこれからやっていくというのは非常に難しいと思いますけれども、そういった自主運営方式の中でいろいろ工夫をしながらそれをやっていくということは可能ではないかというふうに思っています。

それでただ問題は、これから松江市全体としてそうなんです、高齢化の問題だとか地域福祉という問題が非常に大きな問題となって出てくるわけです。それで松江市の公民館でもその問題を解決をしていくために地区社協という、これは何と言ったらいいんでしょうか、いわゆる社会福祉協議会とは全然違ったものなんです、その地域独自の組織、ボランティア組織と言ってもいいかもしれないんですけども、そこへ自治会だとかいろんな

方々が参加をして、それでその地域のことを自分たちでいろいろ支えていこうと、そういう活動をされてるわけです。そのところがこれから大変大事になってこようと思います。そのところを公民館の役割としても東出雲の場合もぜひ担ってもらいたいと、こういうふうに思ってるところなんですけれども、その場合に今の東出雲町の公民館が現実には4つの公民館に分かれてるわけですね。さっき言いましたように、例えば生涯学習だとか、あるいはまちづくりというようなことについては、それはそれぞれの地域の特性を生かしたやり方というものはそれぞれの公民館という場所でやっていくということではできると思いますが、そういうこれから必要になってくるような地区社協、地域福祉という活動になってくると、これはやはり東出雲町なら東出雲町全体の立場に立っての指針だとかそういったものをきちっと持って実行していくということが必要になってこようと思います。それぞれの地域で差があったりそういうふうなことがあってもいけませんので、そうなるとうちの拠点としては一つという形で公民館というものを地域福祉のステーションとして設置をしていくということが望ましいのではないかとこのように思っております。

同じようなことは、合併しましたところの旧町村でも同じ問題が今あります。それについてそれぞれ今地域の実情というものを踏まえてこれから対応していくということにいたしておりますので、東出雲町の場合も一般論として私が今言ったような話なんですけれども、もう少し実情であるとか今後のあり方、そういったものも把握をして検討していきたい、どういうやり方が一番いいのか考えていきたいと。基本的には自主運営方式に切りかえて、そして公民館としては一つにして、そして地域福祉の主体としての公民館という形にしていければと思っておりますが、そういった地域独自の地域活動だとかまちづくりだとかということについてはどういふふうに手当てをしていくかという問題はありますので、そういったことはまた実情を踏まえて考えていかせていただければというふうに思っております。

福頼委員 よろしいですか。

松浦会長 はい。

福頼委員 言っていたことはよく理解させていただきました。

ただ、そうしますと地域協議会というのは、今の例えば4つある公民館活動とは別に企画立案という、提言ということはよくわかるんですが、提言をしたことに対して、予算もつくということですので、その企画運営をするのは地域協議会じゃないところが運営していくんでしょうか。それとも20人の委員の皆さんが主体になってというのですか、提言

だけじゃなくて実際に運営も、それから実行もしていくのかということちょっと。

松浦会長 冒頭に言いましたように、企画立案というものがこの地域協議会の仕事。ところがそこへ参加してる人たちは、自治会であったり婦人会であったり、そういった団体を代表してるような方々が入ってますので、その方針を受けて実行部隊としてはそういったところが実行していくと、そういう形になろうかと思えます。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

田中委員 さっき確かちょっと触れられたと思いますが、34ページの今の条例のことですけれども、平成23年に合併が実現をすればこれが平成33年まで延長と、こういうことになると思いますが、そうすると現の松江の7つの協議会の扱いはどういうことになるのか、その辺をもう一度お願いします。

松浦会長 これはまだ結論を出していないわけです。合併協議会の協定の中でも10年間という言い方はしていますが、その後でそれを廃止するとも言ってませんし、その場合は、ここには書いてありませんけれども、松江市の公民館の運営方式というか、それとの整合性も図りながら検討していくと、こういう形になっておりますので、引き続き検討していかなければいけないだろうと。

一方においては、運営協議会方式に徐々に切りかえておりますので、そうしたものがどういう形で根づいていくか、そういったことも見ながら考えていかなければいけないだろうというふうに思います。

長岡館長さん、よろしゅうございますでしょうか。何かございましたら言ってくださいませ。

ほかにございますか。いいですか。

どうぞ。よろしかったら。

長岡委員 公民館のお話が出てまいりましたんで、ちょっとお話しさせていただきたいと思えますけれども、確かに地域協議会の役割の説明を受けると、現に松江市における我々の公民館の役割と非常に似たところがあるわけがございますけれども、ただ会長さんの御説明も聞きまして、地域協議会と公民館における運営協議会が明らかに違う点は、企画立案という点と公民館の運営協議会は実行部隊であるという点でございますね。このあたりが非常に大きく違っているんじゃないかなというふうに思っております。

現に公民館の役割といたしましては、いわば社会教育、生涯学習一本ではございません。

ただ地域の活性化を図るために一つの何かイベントをやればよいというようなものではない今状況に至っているわけでございます。先ほど会長さんもおっしゃいましたけれども、今地域における課題は、地域福祉もある、地域防災もある、環境問題もある、子供の健全育成あるいは子育て支援、そうしたもろもろの社会課題と申しますか、そういったものが地域課題として存在している。そうした解決に向けて地域としてはどうしていけばいいだろうかというのが、これまた地域のまちづくりということにつながるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。公民館は、いわばそうした課題解決に向けて、それぞれ各種団体がございまして、自治会の連合会もございまして、体協もございまして、それから今の地区社協もございまして、あるいは健全育成の協議会等もございまして、あるいは老人会もございまして、そうした団体がやっぱり一つの指針に基づいて進んでいくようにそれを調整していくいわばコーディネーターとしての非常に大きな役割を私は担っておるんじゃないかなというふうに思うわけございまして、そういった点で公民館、地域の中核だというふうにも言われるわけございまして、生涯学習面、教室だけをやっておればよい、イベントだけをやっておればよいということでは私はもう進まないんじゃないかなというふうにも思うわけございまして、そういった点で今の地域協議会と、それからまた公民館における役割との違いというものも御理解いただけたらなというふうに思うわけでございます。以上でございます。

松浦会長 ほかにございましてか。

どうぞ。

前島委員 私どもの福頼委員さんの方から公民館と地域協議会の話というのがいろいろ出たわけですが、私どもの東出雲町の一つの危機感が、この地域協議会は、その目的が周辺部が寂れるとか以下4つ、5つ条件が並んで協議会を設置するんだというふうな目的が出ておりますけれども、もう正直なところ東出雲町の場合は4つの公民館がそれぞれの地域の活性化に非常に取り組んでおるといふところから、この地域協議会ができることによって公民館が整理整頓されてばっと一つにされてしまうという危機感が一つありまして、そうすることによつて今ここでうたつてある周辺部の寂れることを必死に公民館活動の中で展開している、これがもう消えてしまうというようなこともございまして、そういったことを十分勘案してこの協議会と公民館との兼ね合いというのを御理解の上でいろいろと進めていただきたいというふうに思います。以上です。

松浦会長 お互いに余りそれぞれの公民館のことをよく知らないままに話をしているよう

な気がいたします。しかし、目指してるのはそれぞれの地域の活性化なり、それから東出雲町全体としてのいろんな福祉をどうしていくかとか、そういうふうなことについてみんな同じ方向を向いてると思いますので、それぞれまたお互いの制度というものを勉強しながら考えていかなければいけないだろうというふうに思っております。

ほかにございますか。

それでは、この問題につきましては以上とさせていただきたいと思えます。

それでは続いて、議案の33をお願いします。

大谷事務局班長 事務局の大谷でございます。私の方から議案33からの提案説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

資料は、40ページをごらんいただきたいと思えます。議案の33、慣行の取扱いでございます。

慣行の取り扱いについては、松江市の例により統一する方向で調整する。

ただし、東出雲町の柿等地域の文化や産業の特性上、継承の必要があるものは、合併後に検討するという提案内容でございます。

ここで慣行という言葉を使っておりますが、通常使っております慣行という言葉は、例えば古くからのならわしとして行われてることとかふだん習慣として行っていること、こういう意味がふだん使ってる慣行という言葉でございます。ここでは総務省が設置をいたしました合併に関する研究会で合併の協定項目の例として市・町の章、市・町の花、木、憲章、宣言などを自治体の慣行という項目で示しており、また先進自治体の例によりましてここで議案として慣行という言葉を使っておりますので、通常使っております慣行とは若干意味は違いますが、御理解いただきたいと思っております。

41ページをごらんいただきたいと思えます。1、市・町章でございますが、これについては松江市の市章を引き続き使わせていただくという提案でございます。

42ページをごらんいただきたいと思えます。2、市・町民憲章についてでございますが、これも松江市の憲章を使うというものでございます。

43ページでございます。3番、市・町の花でございますが、これも松江市の現在定めております椿、牡丹をそのまま使うというものでございます。

4の市・町の木については、松江市は松、桜を定めておりまして、それを引き続き使うということでございますが、東出雲町は今柿を町の木として定めております。東出雲町の柿については、木ではなく市の果樹という新たな項目を設けまして、合併後に検討するこ

ととしております。

はぐっていただきまして、44ページでございます。5、市・町の魚介でございます、これは松江市がしじみと鯛を今定めておりまして、東出雲町はございませんので、そのまましじみと鯛を使うということでございます。

6、市・町の歌でございます。これについては松江市は現在定めておりません。松江市の歌については、前回の合併後に市の花・木などと一緒に協議をされましたが、市民の歌は行政主導ではなくて市民の手でつくるという方向性がよいという結論になっておりまして、現在に至ってるところでございます。これについても先ほど申しました市の果樹とともに合併後に検討をいたしたいと思っております。

45ページでございます。7、各種宣言でございます。45ページと46ページが各種宣言でございますが、両市町で制定または議決をされました宣言をこちらに載せております。調整方針では、これも松江市の例によるとしておるところでございます。

めくっていただきまして、47ページでございます。8、名誉市・町民制度でございます。松江市は条例で制度を設けておりますが、東出雲町は現在はございません。合併後は、例えば東出雲町の佐藤忠次郎さんなど東出雲町の町民も含めて条例に基づいて審議するようになると思います。

48ページでございます。48ページには前回の合併後の市民憲章、市の花・木の制定までの経緯を載せておりますので、御確認いただきたいと思っております。

49ページには先進事例を載せておりますので、またごらんいただきたいと思っております。議案33については以上でございます。よろしく願いいたします。

松浦会長 それでは、議案33について御質問なり御意見等ございますか。

森口さん、どうぞ。

森口委員 1件だけ確認方々お願い事があるんですけども、まことに老婆心ながら43ページの4、市、町の木の中で柿について合併後に新たな調整項目、市の果樹として検討するというのをいただいておりますので、安心してるとこなんですけど、検討することには市の果樹ということに決定項目ということと、やめてしまうということも検討のうちかなと。本当老婆心で恐縮でございます。ぜひぜひやはり採用の方向で、何らか絶対に残すんだという形で取り組んでいただきたいなということをここでお願いしときたいと思っております。理由は、50年も100年近くもブランド化で一応首都圏の方まで、少しずつですが、行き渡ったブランドでございますので、ぜひ松江市としての和菓子と同様ブラ

ンド化を残しておきたいという趣旨からの提案、お願いでございます。以上でございます。

松浦会長 そういう趣旨で検討させていただきたいと思います。

ほかにございますか。

なければ以上とさせていただきたいと思います。

それでは続いて、議案34をお願いします。

大谷事務局班長 資料の50ページをごらんいただきたいと思います。議案34、水道事業の取扱いについてでございます。

上水道事業及び簡易水道事業の取り扱いについては、次のとおり調整する。

(1) 東出雲町の上水道事業及び簡易水道事業については、合併時にそれぞれ松江市に統合する方向で調整する。

なお、合併後の市において安全な水の安定供給を図るため、水需要予測に対応した上水道事業計画及び簡易水道事業計画を策定し、効率的な事業経営を図り、適正な料金を設定する。

(2) それぞれの事業の水道料金及び料金体系については、合併時は現行のとおりとし、合併後3年目を目途に、事業ごとに統一する方向で調整する。

(3) それぞれの事業の加入分担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後に事業ごとに統一する方向で調整するという提案内容でございます。

ここで合併後3年目を目途に統一する方向としております。原則的にはこの調整期間については、先ほど税のところでも説明をしましてとおり税の不均一課税の最長期間が5年というのがありまして、それが最大と考えております。これを踏まえまして、合併後の市の融合一体化ということから5年以内のできるだけ早い時期でこの事業計画等を精査しながら現状に応じて統一することを考えておりまして、ここでは3年という提案にしております。

また、上水道については、尾原ダムの受水が平成23年度からになりますが、今よりも高い水を買うことが予想されます。このようなことから料金もそれに伴いまして上がることが予想されまして、この合併または統一というスケールメリットを生かしまして3年で合わせ、水の安定的な供給、効率的な事業経営を図り、適正な料金を設定したいと考えているところでございます。

51ページには根拠法令を載せておりますので、またごらんいただきたいと思います。

52ページでございます。52ページには、上水道・簡易水道事業の概要の表を載せて

おります。松江市は、松江上水、松江鹿島町上水、玉湯町上水の3通りの料金体系と、あと宍道町については斐川宍道水道企業団、一部事務組合の事業者がありまして、東出雲町は東出雲町上水道の一つであります。

簡易水道については、松江市は8通りの料金体系がありまして、東出雲町は一つであります。

上水道と簡易水道との供給戸数の割合でございますが、両市町ともに約90%が上水道の給水区域となってるところでございます。

53ページでございます。53ページには、上水道事業の料金体系表を載せております。松江市上水、松江鹿島上水、玉湯町上水、宍道町上水、東出雲町上水それぞれ料金体系が異なってるところでございます。

はぐっていただきまして、54ページでございます。54ページ、55ページには、簡易水道事業の料金体系表を載せております。簡易水道についても松江市、また旧八束郡7町村、東出雲町それぞれ料金体系が異なってるところでございます。

続きまして、56ページでございます。56ページには、料金の比較表を載せております。口径別の使用量別の料金を載せておりますが、1戸当たりの平均水量を見ますと、松江市では、この表の左側ですが、平均14立米、東出雲町は、表の一番右のところですが、平均で19立米となってるところでございます。

使用水量の分布を少し申しますと、松江市が20立米以下のところが大体7割の世帯が占めてるところでございまして、東出雲町は20立米以下の世帯が6割ぐらいとなってるところでございます。

というところから20立米のところを少し比較をさせていただきますと、まず口径が13ミリで20立米のところを見ますと、松江市は現在2,908円となっております、東出雲町は3,433円となっております。続きまして、口径が20ミリのところの20立米のところを見ますと、松江市が3,486円、東出雲町が3,507円となってるところでございます。

57ページには、上水道・簡易水道の加入分担金を載せております。加入分担金につきましても上水道、簡易水道ともにそれぞれ異なってるところでございます。

めくっていただきまして、58ページ、59ページでございますが、58ページでは上水道事業使用料をグラフにして比較をしております。このグラフの太い実線が東出雲町でございまして、細かい実線が松江市でございます。この表を見ていただきますと、25立米

までは松江市の方が安くなっておりまして、25立米を超えますと反対に東出雲町が安くなっている表になっております。

59ページでございます。59ページは口径が20ミリの比較表でございます。20ミリでは20立米のところ見ていただきますと線が大体重なっておりますが、ほぼ同額、20立米のところと同額で、それ以外のところは東出雲町の方が安くなっているところがございます。

めくっていただきまして、60ページ、61ページには簡易水道事業のグラフによる比較表を載せておりまして、簡易水道の使用料につきましては口径が13ミリ、20ミリともに東出雲町がすべての階層で安くなっているところであります。

めくっていただきまして、62ページでございます。62ページには、営業用の比較表載せております。これを見ていただきますと、大口の事業者になるに従って松江市の方が安くなる割合が高くなっているところがございます。これは月額表でございますので、そういうところで見たいと思います。

63ページから65ページには先進事例を載せておりますので、御確認いただきたいと思っております。議案34については以上でございます。よろしくお願いいたします。

松浦会長 議案34につきまして御質問なり御意見ございますでしょうか。
どうぞ。

福頼委員 今回の報告のところではほぼ同じと思われませんが、先ほどちょっと出ておりました尾原ダムができたそこから受水をするときを、はっきりした数字はまだ出ないのかもわかりませんが、もし尾原ダムから受水したときに例えば東出雲町単独で受水した場合は大体どれぐらいの金額が上がるのか、あるいは松江市の場合はどれぐらいの金額になるのかということがもしわかりましたら教えていただくと喜ばます。

矢野事務局長 お答えをさせていただきます。

尾原ダムの受水の県から供給いただく単価でございますが、これの提示がまだございまして、関係自治体はなるべく安くという願いを申し上げておりますが、まだそういったものが出てない状況ですので、ちょっと試算というものを現在持ち合わせておりませんので、よろしくお願いいたします。

鞆嶋副会長 きちんとしたものにつきましてはまだ出てないという先ほどの事務局の方、この案をつくる際に本町の場合、本町が今後単独で行ったときにまず水道代がどういう変遷をしていくのかということを内部協議でさせていただきました。その上に立ってこの調

整が行われたと。尾原ダムとの関係を審議した中では、緩和措置をとるにしても25年には、本町は尾原ダムからの受水というのが半分近く、割合が非常に大きいものですから、25年には大体大幅な料金アップというものを考えなきゃならないという実は試算のもとに、そうすると現在平成23年度いわゆる合併ということで試算してるわけですから、3年内の調整で、むしろ本町の方がその方が有利じゃないかといういろいろ松江市の配慮もあって出たところでして、大体今の流れからすると23年から上がりますけども、5年には緩和措置をとっておいても本町としても上げなきゃならないという実態は明らかのように思います。ちょっと参考までにです。

松浦会長 ほかにございますか。

それでは、なければ以上とさせていただきます、続きまして、議案の35、説明してください。

大谷事務局班長 議案の35でございます。資料は66ページをごらんいただきたいと思えます。議案35、公共下水道事業等の取扱いについて。

公共下水道事業、農業集落排水事業及び市町村設置型合併処理浄化槽事業の取り扱いについては、次のとおり調整する。

(1) 使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年目を目途に段階的に統一する方向で調整する。

なお、料金の統一に当たっては、排水需要予測に対応した公共下水道等事業計画を策定し、産業活動への影響を考慮するとともに、効率的な事業経営を図り、適正な料金を設定する。

(2) 受益者負担金・分担金については、次のとおり調整する。

公共下水道事業については、現行のとおりとする。

農業集落排水事業については、現行のとおりとする。ただし、整備事業完了地区において、新たに接続するものについては、合併後5年目を目途に統一する方向で調整する。

市町村設置型合併処理浄化槽事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年目を目途に統一する方向で調整するという提案内容でございます。

先ほど水道料金は3年で調整としておりましたが、この下水道料金については平均で10%程度、全階層で松江市の方が料金が高いということもありまして、税の不均一課税の最長期間と同じく5年目を目途としております。ただし、5年目でいきなり合わせるのではなく、段階的に3年を目安とし、1度上げて、5年目を目途に調整するというふうにし

ております。

67ページ、68ページには根拠法令をつけておりますので、ごらんいただきたいと思
います。

69ページでございます。69ページには、20年度末の下水道処理人口と普及率の表
を載せております。この表の右の端のところ見ていただきますと、その普及率でござい
ますが、20年度末では松江市は95.32%、東出雲町は96.76%の下水道の普及
率となってるところでございます。

めくっていただきまして、70ページでございます。70ページには、下水道使用料の
料金表を載せております。松江市、旧八束郡町村、東出雲町それぞれ異なっておりますが、
旧八束郡町村については平成20年度に100立米以下のところを調整して合わせている
ところでございます。

71ページでございます。71ページには、下水道使用料の比較表を載せております。
公共下水道のところ見ていただきますと、一般家庭30立米までのところでは若干松江市
の方が東出雲町と比較しまして高いですが、ほとんど差がないところでございます。

ただし、農業集落排水事業については、松江市と東出雲町を比較いたしますと約10%
程度松江市の方が高くなってるところでございます。

めくっていただきまして、72ページには受益者負担金・分担金の表を載せてるところ
でございます。

73ページでございますが、下水道使用料をグラフにして比較をしております。これも
太い実線が東出雲町の公共下水道と農業集落排水事業でございまして、東出雲町は公共下
水道、集落排水事業が同じ料金になっておりますので、これが太い実線でございます。細
い実線が松江市の公共下水道、一番上の破線が松江市の農業集落排水事業でございまして、
先ほど説明したように公共下水道はこのグラフを見ていただきますと余り差がありません
が、集落排水事業については使用料については松江市が高くなってるところでございます。

めくっていただきまして、74ページでございます。下水道使用料の比較表、月額でござ
います、の表を載せております。これは先ほどは30立米ぐらいまでの一般家庭の表を
載せておりましたが、事業者用の表をこちらに載せております。これを見ていただきます
と、月額の使用料比較表でございますが、使用量が多くなるに従って差が大きくなって
いくというふうになっておりまして、大口になりますと差が大きくなるというふうになっ
ております。

75ページ、76ページには先進事例を載せておりますので、またごらんいただきたい
と思います。議案35については以上でございます。よろしくお願いいたします。

松浦会長 議案35につきまして御質問なり御意見等ございますでしょうか。
どうぞ。

福頼委員 松浦会長には先月ものづくり企業視察ということで町内に来ていただいて、
お忙しいところ視察いただきまして、ありがとうございます。

そこでいろいろお感じになったことはあると思いますが、やっぱりものづくりの町とい
うことで産業振興を推進していったるわけですけれども、当然同じ、一緒になったとしても
まちづくりにはどうしても産業振興が必要だということを多分感じていただいたんではな
いかと思っておりますが、この今の下水道の使用料のところやっぱり企業がどうしても
東出雲町の中でも水をたくさん使う企業というのが何社かあります。そうしますとこれ
を見ますと100立米以上になりますと非常に松江市と東出雲町の差が歴然としております
ので、今後ぜひ、段階的に調整するということではございますが、やっぱり今のような社
会情勢の中では企業に与える使用料の差というのは非常に大きなものが出てくると思われ
ますので、ぜひ今後、使用料の調整を考えていただいて産業活性化への支援をいただき
たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

松浦会長 今おっしゃった趣旨のことはよく考慮してやっていきたいと思いますが、こ
の議案の66ページを見ていただくと(1)の2段落目のなお書きの2行目のところにあ
りますが、「産業活動への影響を考慮するとともに」という、「料金の統一に当たっ
ては」ということを入れております。これは以前の合併の際にも同じような御指摘がござい
まして、そういう点を考慮して料金統一をやっていきたいというふうに思っておりますの
で、御趣旨を踏まえてやっていきたいというふうに思います。

ほかにございますでしょうか。

それでは、議案の35につきましては以上のとおりとさせていただきます。
本日の議案につきましては以上でございます。

そういたしますと議案の30から35までの6議案でございますが、次の第6回の協議
会で委員の皆様にお諮りをさせていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします
と思います。

続きまして、協議事項の3について事務局から説明をお願いします。

矢野事務局長 77ページをお開きをいただきたいと思います。合併市町村基本計画の

取扱いについてでございます。

この取り扱いについては、ここに書いておりますように合併市町村基本計画の取り扱いについて、法定協議会設置後に協議をするという協議内容でございます。

はぐっていただきまして、78ページをごらんいただきたいと思います。現在の合併の特例法、4月以降も大体このような趣旨が盛り込まれると思っておりますが、法定協議会の設置、第1条で、法定協議会は、この合併後の合併市町村基本計画の作成及び合併に関する協議を行う協議会、こういったようなことで、法定協議会の役割をここに規定してございます。

それから第6条をごらんいただきますと、合併市町村基本計画というものはどういうものかということの例示を挙げております。

まず1点目は、合併市町村の円滑な運営の確保、均衡ある発展を図るための基本方針をうたうということ。

2点目には、合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関すること。いわゆる合併市町村の県事業をここに載せるという例示でございます。

それから3点目には、公共施設の統合整備に関する事項。

それから4点目に合併市町村の財政計画ということでございまして、これらにつきましては合併後、法定協議会ができた暁にはこういったことを協議をして進めさせていただきたいということでございます。提案内容については以上でございます。よろしくお願いたします。

松浦会長 それでは、ただいまの協議事項3について御質問なり御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特にないようでございますので、協議事項3については以上とさせていただきます。詳細につきましては法定協議会の設置後ということとさせていただきます。

続きまして、協議事項の4でございますが、合併協議会だより「縁のかたらい特別号」(案)の発行についてということでございますので、事務局から説明をお願いします。

大谷事務局班長 協議事項4、松江市・東出雲町合併任意協議会だより「縁のかたらい特別号」(案)の発行についてでございます。

これはリーフレットお配りしておりますが、こういうものををごらんいただきたいと思います。

ますが、これは任意協議会の初回の第1回目の会議で説明をいたしました合併の将来構想を基本といたしまして、これまでの任意協議会の中で議論いたしました子育て支援とか高齢者福祉などをその将来構想に取り入れまして、合併後のまちづくりをイメージしたものをつくったところでございます。

あくまでも表紙のところに書いてありますが、素案でございまして、本日委員の皆様の御意見をいただきまして、それを受け合併啓発の資料として3月上旬に発行できたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、中身について少し説明をさせていただきます。表紙をはぐっていただきまして、3つ折りになっておりますが、ページつけておりませんで申しわけございませんが、左のところを見ていただきますと合併後の市で特に重点的に取り組む施策ということで、これ先ほど説明したとおり合併の将来構想を基本として載せております。1、健康で快適で生き生きと暮らせるまちづくり、三本立てにしておりまして、2が産業の活力向上を図り、若者が定住する魅力あるまちづくり、3つ目が地域文化を大切に、豊かな人材を育てるまちづくりということで、これは合併の将来構想でつくっております三本立ての施策でございます。

1のところを少し読ませていただきますと、保育所保育料の軽減と保育サービスを充実することによる育児支援を図る。介護予防・生活支援事業による高齢者へのサービスメニューの充実。障害者の就労の場の確保、相談体制の確立、サービスメニューの充実。ごみの減量化・分別と資源の有効利用の推進のためにリサイクルステーションを整備。南北の幹線としての松江第5大橋道路の整備促進。都市計画道路揖屋馬潟線の早期完成を図る。JR揖屋駅の広場やロータリーを利用したバスのターミナルの整備、コミュニティバスを利用したきめ細かな交通体系を図る。安全性や町並み景観に配慮した市街化環境の形成を図る。

次、2番目といたしまして、産業の活性化を中心に書いておりますが、松江市のIT産業と東出雲町の機械製造業などの地場企業の交流・連携の促進。産業支援センターを中核として産業振興の充実。国道9号や山陰道東出雲インターチェンジ整備などの好立地性を生かし、企業誘致、定住基盤の形成。ボタンや雲州人参、玄丹そば、ほし柿、中海干拓地のくにびきキャベツなどブランド化を図る。産学官連携による中海干拓地の活用を検討し、農業振興を図る。松江市の観光資源と東出雲町の史跡や特産品との連携による魅力ある観光物産開発と観光物産情報の発信拠点となる施設整備。

3番目が、風土記の神話の世界など地域に残る特有の観光素材を組み入れた観光ルートを設定し、情報発信を行う。市立図書館を中心にした図書館のネットワーク化。公民館を拠点とした地域づくり、協働のまちづくりの推進というのを重点施策と載せておりました、この重点施策に合うように次の2枚の地図を土台としたイメージ図でございますが、このようなものをつくらせてもらいました。

見ていただきますと、2本の大きい柱がありまして、虹のかけ橋ということで結ばせてもらっておりますが、松江市のIT産業等と東出雲町のものづくりの連携、それからもう一つ、子育て環境日本一を目指した松江市の子育て施策と東出雲町の子育て施策の連携、こういうのを二本立てにしまして、あとは真ん中の方にも書いてありますが、松江ブランド世界市場への八束町ボタンの世界などに進出、こういうものを載せておりました、外に広がっていく、発展していくイメージを持たせたいということでこういうイメージ図をつくっておるところでございます。

裏面を見ていただきますと、住民負担等の目安ということで、任意協議会の方では松江市と東出雲町の比較をいたしまして調整案を出したところでございますが、その調整案に基づきましてモデル世帯というのをつくって、こういう世帯ではどうなるかということをつくらせてもらっております。ここでは夫と妻、それから小学生と3歳児の4人家族で夫婦共働きで世帯の所得が500万ということを想定してこういう表をつくらせてもらっております。

税金のところ見ていただきますと個人の住民税については松江市も東出雲町も同じでございますので、変わりません。

それから軽自動車税については、松江市の方が高くなっておりますので、合併時はそのまま、合併後見ていただきますと不均一課税経過後、松江市の8,600円に合わせるというふうにしておりました、以下国民健康保険のドックの関係、保育料、学校給食費、乳幼児医療費、上下水道の料金、ごみ袋料金と載せておりました、下に斎場と書いてありますが、これはあくまでも参考と載せておりますので、こういうのをモデルでつくってみたところでございます。

その隣といいますか、右の表については行政サービスのあり方ということで、左の表では住民負担が伴うものでございましたが、それ以外にも調整させてもらった項目でこのようになりますという表をつけております。上のところで子供の健康診査を充実させますということで健診の関係。

それから次が子供の保育・教育環境を整えますということで幼稚園、保育園の関係。例えば幼稚園・保育所の通園区域を見ますと、現在は松江市は松江市内の保育園、幼稚園でございますが、東出雲町同じでございますが、合併後は合併後の市域全域で保育園、幼稚園を選べるというようになります。

それからその下の3つ目の表が企業支援ということで、用地取得助成とか、その下の電気料補助、通称F補助金と言っておりますが、こういうもの、それから家賃補助、信用保証料の補助などこういうものについて合併後はこうなるというふうにつけております。

それから一番下が高齢者、障害者の福祉の関係でございますが、これも前回説明したとおり松江市の方がメニューが多いですので、例えば例示というふうにこの3つの事業を載せさせてもらっております。

ここで上げております調整例については、子育て、それから産業振興、それから福祉ということで、この合併調整で重点を置いております3項目についてここに例示を載せておりますので、よろしく願いいたします。

先ほども申しましたように、あくまでもまだ素案でございまして、委員の皆様から御意見、お知恵等をいただきましてよりよいパンフレットにさせていただきまして、住民の皆様にも少しでも興味を持っていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

松浦会長 それでは、協議事項4のこのパンフレットにつきましてもの御意見、御質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

田中委員 この裏面の住民負担の目安についてですけれども、例えば税金で見ると軽自動車不均一課税期間経過後とか保育料は保育料の統一後というようなただし書きがありますけれども、これ見たって住民の皆さんは不均一課税が調整期間というのがどれくらいあるのかとかそういうようなことはちょっとわかりかねると思うんで、もう少し具体的に、例えば5年以内とかそういうような表示はできないものかと思っております。

矢野事務局長 わかりました。この協議会でのいろんな提案内容において目途にということを書かせていただいておりますので、それに基づいて年数もイメージできるように改良してまいりたいと思います。

松浦会長 ほかにございますか。ございませんか。

それでは、協議事項4の「縁のかたらい特別号」につきましては、先ほどいただきまし

た意見、それからまたこれが終わってからも結構でございますので、何かまた御意見等々もございましたら事務局にお寄せいただいで、それらをもとにしまして次回、第6回の協議会で報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上で本日予定をいたしておりました議事につきましてはすべて終了いたしました。御協力ありがとうございました。

矢野事務局長 ありがとうございました。

最後に、また事務局の方からちょっと御連絡とお願いがございます。

皆さん方にお配りをしておりますA4の1枚物、視察の御案内というものを書いておりますが、大変急な話で、またお忙しい中、申しわけございませんが、2月の22日の月曜日、大方1日かけて皆さん方とこの松江市・東出雲町管内のバスによる車内視察、あわせて今回のテーマを地域の自立と交流ということでテーマを設定をさせていただきまして、美保関町あるいは玉湯町、それから東出雲町地内でのいろんな地域の課題ですとか、あるいは特色、これを皆さん方、住民の皆さんがどういうふうにやろうとしておられるかといったような具体的な事例を皆さん方とともに視察をさせていただき、今後のこの地域と自立の交流のあり方も考えながらまた合併協議が深めればというふうに思っておるところでございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

裏面をはぐっていただきますと、大体おおむねの日程が書いてございます。それぞれの、4カ所ほどおりて地元の皆さん方とお話を聞きながら、短時間ではございますが、交流の意見交換の場も設けたいと思っております。地域の皆さんがいろんな課題を抱えながらどうやって克服してきたか、あるいはどうやってきたか、あるいはそれをどう松江市あるいは東出雲町、自治体が連携をしてきたか、支援をしてきたかと、こういうこともその場で視察をしていただければと思っておりますので、よろしくをお願いをいたします。

最後になりますが、次回の協議会の日程についてでございます。

次回は、2月の23日午前9時半から、今度は松江市内のホテル白鳥の方で開催をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをいたします。

それでは、以上をもちまして任意協議会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。